

重要事項説明書(指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護)

当事業所はご契約者に対して指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。サービス提供開始に当たって、事業所の概要や提供されるサービス内容等、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち小規模多機能ホーム豊橋西
所在地	愛知県豊橋市牟呂町字松崎 15 番地
介護保険指定事業所番号	2392000523
電話番号(代表)	0532-39-7375
FAX	0532-46-1575
管理者	石田 吾誠
サービス提供地域	豊橋市

2. 生活協同組合 コープあいちの概要

事業所名称	生活協同組合コープあいち
主たる事務所の所在地	名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
法人種別	消費生活協同組合
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
電話番号(代表)	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等(2024年3月1日)

職種	人員
管理者	1名(常勤兼務1名:介護職員兼務)
介護支援専門員	1名(常勤兼務1名:介護職員兼務)
看護職員	4名(常勤専従1名、非常勤専従3名)
介護職員	11名(常勤専従6名、非常勤専従5名)

4. 営業時間 24時間 365日

サービス内容	営業時間
通いサービス	午前10時から午後4時まで
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	午後4時から翌午前10時まで

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、援助・支援することを目的とします。
運営方針	<p>(1) 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>(2) 利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。</p> <p>(3) 事業の実施に当り、行政、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>

6. サービスの内容

- (1) 「指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス」は、利用者の一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、利用者に必要な日常生活上の世話、並びに機能訓練を行なうサービスです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために利用者と協議のうえで（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を定め、また実施状況を評価します。

- (2) 事業者は、次の施設または利用者の居宅にてサービスを提供します。

＜サービス提供の施設＞

施設所在地	愛知県豊橋市牟呂町字松崎 15 番地
施設名	コープあいち小規模多機能ホーム豊橋西
電話番号	0 5 3 2-3 9-7 3 7 5

- (3) サービス提供に当たっては、別添の「指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書」に沿って提供します。

7. サービス提供の記録等

- (1) 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護記録書」の書面に必要事項を記入し、記録する事とします。
- (2) 事業者は、「指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護記録書」等の記録を契約終了後、5年間はこれを適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、または、実費負担によりその写しを交付します。

8. サービス提供の責任者

- (1) サービス提供の責任者は、次のとおりです。

管理者 氏名： 石田 吾誠 連絡先（電話） 0532-39-7375

9. 利用料金と利用者負担金

- (1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、次のとおりです。

①（介護予防）小規模多機能型居宅介護費（単位）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209

②加算（単位）

	初期加算	認知症加算Ⅲ	認知症加算Ⅳ	看取り連携体制加算	看護職員配置加算Ⅲ	訪問体制強化加算	総合マネジメント体制強化加算
基本単位	30	760	460	64	480	1,000	1,200

	サービス提供体制強化加算Ⅱ	科学的介護推進体制加算
基本単位	640	40

上記 合計単位数に介護職員処遇改善加算（Ⅰ）10.2%が加算されます。

（地域区分7級地：1単位10.17円）

介護職員等ベースアップ等支援加算所定の利用料より1.7%の上乗せ

*利用者負担は自己負担割合に応じた額

③その他利用者負担料金

	宿泊料 金(1泊)	朝食 (1食)	昼食・夕食 (1食)	おむつ (1枚)	尿とりパット 代(1枚)	衣服等 洗濯代(1回)
利用者負 担料金	2,540円	440円	660円	150円	50円	200円

* 自立支援のための各種企画を準備していますが、有料の企画(利用者負担)もあります。事前にご説明し、合意を得てご参加いただきます。

(2) 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

(ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします)

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

*利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。(引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください)

10. 秘密保持

(1) 事業者及び事業者の使用する従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の、利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。

(3) 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待防止法に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとし、

11. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。 **連絡先（電話） 0532-39-7375**
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡下さい。

12. 相談窓口・苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。
<相談時間 午前8時30分～午後5時15分>

コープあいち小規模多機能ホーム豊橋西 管理者 石田 吾誠	電話 0532-39-7375 FAX 0532-46-1575
---------------------------------	-------------------------------------

*サービスについて御相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。

- 公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
東三河広域連合会 介護保険課	0532-26-8471
愛知国民健康保険団体連合会	052-971-4165

13. 事故発生時の対応

- 家族、主治医、東三河広域連合などへの連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

14. 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医とも連携を基本としつつ、病状の急変などに備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携を整備しています。

事業所名	所在地・連絡先
福井脳神経外科	豊橋市立花町3番地 TEL: 0532-21-7001

15. 第三者評価

当事業所では、提供するサービスの第三者評価を実施していません。

16. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者（管理者・鎌倉 恵子）

(2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。

(3) 成年後見制度の利用を支援します。

(4) 苦情解決体制を整備しています。

(5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

17. 身体拘束等の禁止

(1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

(3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。

(4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

18. BCP 計画の策定

(1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

(2) 新型コロナウイルス感染症同様の 2 類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

19. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

(1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）

(2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。

(3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。

(4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。

(5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。

(6) 当事業所ので了承を得ず、撮影や録音をすること。

(7) 謝罪や謝罪文を強要すること。

(8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。

(9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

20. 運営推進会議の設置

当事業所では、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容などについて評価、要望、助言を受けるため運営推進会議を設置しています。

21. その他

（１）サービス従事者に対する贈り物や飲食のもてなしは一切ご遠慮させていただきます。また、飲食のご持参や利用者同士の贈り物は一切ご遠慮下さい。

（２）施設ご利用の際ご持参いただくものは別途ご説明いたします。

22. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

[愛知県 | 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」](http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/)

検索

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

重要事項説明書（（介護予防）短期利用居宅介護）

当事業所はご契約者に対して（介護予防）短期利用居宅介護サービスを提供します。サービス提供開始に当たって、事業所の概要や提供されるサービス内容等、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち小規模多機能ホーム豊橋西
所在地	愛知県豊橋市牟呂町字松崎 15 番地
介護保険指定事業所番号	2392000523
電話番号（代表）	0532-39-7375
FAX	0532-46-1575
管理者	石田 吾誠
サービス提供地域	豊橋市

2. 生活協同組合 コープあいちの概要

事業所名称	生活協同組合コープあいち
主たる事務所の所在地	名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
法人種別	消費生活協同組合
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
電話番号（代表）	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等（2024年3月1日）

職種	人員
管理者	1名（常勤兼務1名：介護職員兼務）
介護支援専門員	1名（常勤兼務1名：介護職員兼務）
看護職員	4名（常勤専従1名、非常勤専従3名）
介護職員	11名（常勤専従6名、非常勤専従5名）

4. 営業時間 24 時間 365 日

サービス内容	営業時間
通いサービス	午前 10 時から午後 4 時まで
訪問サービス	24 時間
宿泊サービス	午後 4 時から翌午前 10 時まで

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、援助・支援することを目的とします。
運営方針	<p>(1) 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>(2) 利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。</p> <p>(3) 事業の実施に当り、行政、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>

6. サービスの内容

(1) 「(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービス」は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画に基づき実施いたします。(介護予防) 短期利用居宅介護の利用期間については、7 日以内とします。ただし、利用者の日常生活の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内とします。

(2) 事業者は、次の施設および利用者の居宅にてサービスを提供します。

<サービス提供の施設>

施設所在地	愛知県豊橋市牟呂町字松崎 15 番地
施設名	コープあいち小規模多機能ホーム豊橋西
電話番号	0 5 3 2-3 9-7 3 7 5

(3) サービス提供に当たっては、別添の「(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画書」に沿って提供します。

7. サービス提供の記録等

- (1) 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「(介護予防)介護記録書」等の書面に必要事項を記入し、記録する事とします。
- (2) 事業者は、「(介護予防)介護記録書」等の記録を作成し、契約終了日から5年間はこれを適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、または、実費負担によりその写しを交付します。

8. サービス提供の責任者

- (1) サービス提供の責任者は、次のとおりです。

管理者 氏名： 石田 吾誠 連絡先(電話) 0532-39-7375

9. 利用料金と利用者負担金

- (1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、次のとおりです。

①短期利用居宅介護費

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	424	531	572	640	709	777	843

上記 合計単位数に介護職員処遇改善加算 (I) 10.2%が加算されます。

(地域区分7級地：1単位10.17円)

介護職員等ベースアップ等支援加算所定の利用料より1.7%の上乗せ

***利用者負担は自己負担割合に応じた額**

②その他利用者負担料金

	宿泊料金(1泊)	朝食(1食)	昼食・夕食(1食)	おむつ(1枚)	尿とりパット代(1枚)	衣服等洗濯代(1回)
利用者負担料金	2,540円	440円	660円	150円	50円	200円

*** 自立支援のための各種企画を準備していますが、有料の企画(利用者負担)もあります。事前にご説明し、合意を得てご参加いただきます。**

- (2) 利用者負担金の支払方法

以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ① 自動引き落とし
- ② 現金支払い

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

(ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします)

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

*利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。(引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください)

10. 秘密保持

- (1) 事業者及び事業者の使用する従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の、利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待防止法に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

11. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。 **連絡先(電話) 0532-39-7375**
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡下さい。

12. 相談窓口・苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

＜相談時間 午前8時30分～午後5時15分＞

コープあいち小規模多機能ホーム豊橋西 管理者 石田 吾誠	電話 0532-39-7375 FAX 0532-46-1575
---------------------------------	-------------------------------------

*サービスについて御相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。

○ 公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
豊橋市 長寿介護課	0532-51-2359
愛知国民健康保険団体連合会	052-971-4165

13. 事故発生時の対応

○ 家族、主治医などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。

○ 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。

○ コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

14. 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医とも連携を基本としつつ、病状の急変などに備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携を整備しています。

事業所名	所在地・連絡先
福井脳神経外科	豊橋市立花町3番地 TEL：0532-21-7001

15. 第三者評価

当事業所では、提供するサービスの第三者評価を実施しておりません。

16. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者（管理者・鎌倉 恵子）

(2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。

(3) 成年後見制度の利用を支援します。

(4) 苦情解決体制を整備しています。

(5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

17. 身体拘束等の禁止

(1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

(3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。

(4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

18. BCP 計画の策定

(1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

(2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者(感染疑いを含む)等

が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

19. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所ので了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

20. 運営推進会議の設置

当事業所では、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容などについて評価、要望、助言を受けるため運営推進会議を設置しています。

21. その他

(1) サービス従事者に対する贈り物や飲食のもてなしは一切ご遠慮させていただきます。また、飲食のご持参や利用者同士の贈り物は一切ご遠慮下さい。

(2) 施設ご利用の際ご持参いただくものは別途ご説明いたします。

22. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

[愛知県 | 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」](#)

検索

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

重要事項説明書(指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護)

当事業所はご契約者に対して指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。サービス提供開始に当たって、事業所の概要や提供されるサービス内容等、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち小規模多機能ホーム豊橋北
所在地	愛知県豊橋市朝丘町132番地
介護保険指定事業所番号	2392000770
電話番号(代表)	0532-65-8477
FAX	0532-21-8479
管理者	鎌倉 恵子
サービス提供地域	豊橋市

2. 生活協同組合 コープあいちの概要

事業所名称	生活協同組合コープあいち
主たる事務所の所在地	名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の1
法人種別	消費生活協同組合
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
電話番号(代表)	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等(2024年4月1日)

職種	人員
管理者	1名(常勤兼務1名:看護師兼務)
介護支援専門員	1名(常勤兼務1名:介護職員兼務)
看護職員	4名(常勤兼務1名、非常勤専従3名)
介護職員	12名(常勤専従3名、非常勤専従9名)

4. 営業時間 24時間 365日

サービス内容	営業時間
通いサービス	午前10時から午後4時まで
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	午後4時から翌午前10時まで

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、援助・支援することを目的とします。
運営方針	(1) 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。 (2) 利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。 (3) 事業の実施に当り、行政、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6. サービスの内容

- (1) 「指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス」は、利用者の一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、利用者に必要な日常生活上の世話、並びに機能訓練を行なうサービスです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために利用者と協議のうえで（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を定め、また実施状況を評価します。

- (2) 事業者は、次の施設または利用者の居宅にてサービスを提供します。

<サービス提供の施設>

施設所在地	愛知県豊橋市朝丘町 132 番地
施設名	コープあいち小規模多機能ホーム豊橋北
電話番号	0 5 3 2-6 5 - 8 4 7 7

- (3) サービス提供に当たっては、別添の「指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書」に沿って提供します。

7. サービス提供の記録等

(1) 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護記録書」の書面に必要事項を記入し、記録する事とします。

(2) 事業者は、「指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護記録書」等の記録を契約終了後、5年間はこれを適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、または、実費負担によりその写しを交付します。

8. サービス提供の責任者

(1) サービス提供の責任者は、次のとおりです。

管理者 氏名：鎌倉 恵子 連絡先（電話）0532-65-8477

9. 利用料金と利用者負担金

(1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、次のとおりです。

①（介護予防）小規模多機能型居宅介護費（単位）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	10458	15370	22359	24677	27209

②加算（単位）

	初期加算	認知症加算 Ⅲ	認知症加算 Ⅳ	看取り連携 体制加算	看護職員 配置加算 Ⅲ	訪問体制 強化加算	総合マネー ジメント体 制強化加算
基本単位	30	760	460	64	700	1000	1200

	サービス提供 体制強化加算 Ⅰ
基本単位	750

上記 合計単位数に介護職員処遇改善加算（Ⅰ）10.2%、特定処遇改善加算（Ⅰ）1.5%、ベースアップ等支援加算1.7% が加算されます。

（地域区分7級地：1単位10.17円）

*利用者負担は自己負担割合に応じた額

③その他利用者負担料金

	宿泊料 金(1泊)	朝食 (1食)	昼食・夕食 (1食)	おむつ (1枚)	尿とりパット 代(1枚)	衣服等 洗濯代(1回)
利用者負 担料金	2,540円	440円	660円	150円	50円	200円

* 自立支援のための各種企画を準備していますが、有料の企画(利用者負担)もあります。事前にご説明し、合意を得てご参加いただきます。

(2) 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

(ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします)

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

*利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。(引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください)

10. 秘密保持

(1) 事業者及び事業者の使用する従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の、利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。

(3) 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待防止法に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとし、

11. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。 連絡先（電話）0532-65-8477
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡下さい。

12. 相談窓口・苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。
<相談時間 午前8時30分～午後5時15分>

コープあいち小規模多機能ホーム豊橋北 管理者 鎌倉 恵子	電話 0532-65-8477 FAX 0532-21-8479
---------------------------------	-------------------------------------

*サービスについて御相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。

- 公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
東三河広域連合会 介護保険課	0532-26-8471
愛知国民健康保険団体連合会	052-971-4165

13. 事故発生時の対応

- 家族、主治医、東三河広域連合などへの連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

14. 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医とも連携を基本としつつ、病状の急変などに備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携を整備しています。

事業所名	所在地・連絡先
芳賀クリニック	豊橋市西幸町浜池 58-1 TEL : 0532-38-0808

15. 運営推進会議の設置

当事業所では、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容などについて評価、要望、助言を受けるため運営推進会議を設置しています。

16. 第三者評価

当事業所では、提供するサービスの第三者評価を実施しておりません。

17. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者（管理者・鎌倉 恵子）

(2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。

(3) 成年後見制度の利用を支援します。

(4) 苦情解決体制を整備しています。

(5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

18. 身体拘束等の禁止

(1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

19. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

20. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。

- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

21. その他

- (1) サービス従事者に対する贈り物や飲食のもてなしは一切ご遠慮させていただきます。また、飲食のご持参や利用者同士の贈り物は一切ご遠慮下さい。
- (2) 施設ご利用の際ご持参いただくものは別途ご説明いたします。

22. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

[愛知県 | 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」](http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/)

検索

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

重要事項説明書（（介護予防）短期利用居宅介護）

当事業所はご契約者に対して（介護予防）短期利用居宅介護サービスを提供します。サービス提供開始に当たって、事業所の概要や提供されるサービス内容等、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち小規模多機能ホーム豊橋北
所在地	愛知県豊橋市朝丘町 132 番地
介護保険指定事業所番号	2392000770
電話番号（代表） FAX	0532-65-8477 0532-21-8479
管理者	鎌倉 恵子
サービス提供地域	豊橋市

2. 生活協同組合 コープあいちの概要

事業所名称	生活協同組合コープあいち
主たる事務所の所在地	名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
法人種別	消費生活協同組合
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
電話番号（代表）	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等（2024年4月1日）

職種	人員
管理者	1名（常勤兼務1名：看護師兼務）
介護支援専門員	1名（常勤兼務1名：介護職兼務）
看護職員	4名（常勤兼務1名、非常勤専従3名）
介護職員	12名（常勤専従3名、非常勤専従9名）

4. 営業時間 24 時間 365 日

サービス内容	営業時間
通いサービス	午前10時から午後4時まで
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	午後4時から翌午前10時まで

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、援助・支援することを目的とします。
運営方針	<p>(1) 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>(2) 利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。</p> <p>(3) 事業の実施に当り、行政、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>

6. サービスの内容

(1) 「(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービス」は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画に基づき実施いたします。(介護予防)短期利用居宅介護の利用期間については、7日以内とします。ただし、利用者の日常生活の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内とします。

(2) 事業者は、次の施設および利用者の居宅にてサービスを提供します。

<サービス提供の施設>

施設所在地	愛知県豊橋市朝丘町132番地
施設名	コープあいち小規模多機能ホーム豊橋北
電話番号	0532-65-8477

(3) サービス提供に当たっては、別添の「(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画書」に沿って提供します。

7. サービス提供の記録等

- (1) 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「(介護予防) 介護記録書」等の書面に必要事項を記入し、記録する事とします。
- (2) 事業者は、「(介護予防) 介護記録書」等の記録を作成し、契約終了日から5年間はこれを適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、または、実費負担によりその写しを交付します。

8. サービス提供の責任者

- (1) サービス提供の責任者は、次のとおりです。

管理者 氏名：鎌倉 恵子 連絡先(電話) 0532-658477

9. 利用料金と利用者負担金

- (1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、次のとおりです。

①短期利用居宅介護費

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	424	531	572	640	709	777	843

上記 合計単位数に介護職員処遇改善加算(Ⅰ)10.2%、特定処遇改善加算(Ⅰ)1.5%、ベースアップ等支援加算1.7%が加算されます。

(地域区分7級地：1単位10.17円)

*利用者負担は自己負担割合に応じた額

②その他利用者負担料金

	宿泊料金(1泊)	朝食(1食)	昼食・夕食(1食)	おむつ(1枚)	尿とりパット代(1枚)	衣服等洗濯代(1回)
利用者負担料金	2,540円	440円	660円	150円	50円	200円

* 自立支援のための各種企画を準備していますが、有料の企画(利用者負担)もあります。事前にご説明し、合意を得てご参加いただきます。

- (2) 利用者負担金の支払方法

以下のいずれかの方法でお支払ください。

① 自動引き落とし

② 現金支払い

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

(ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします)

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

*利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。(引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください)

10. 秘密保持

- (1) 事業者及び事業者の使用する従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の、利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待防止法に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

11. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。 **連絡先（電話）0532-65-8477**
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡下さい。

12. 相談窓口・苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

<相談時間 午前8時30分～午後5時15分>

コープあいち小規模多機能ホーム豊橋北 管理者 鎌倉 恵子	電話 0532-65-8477 FAX 0532-21-8479
---------------------------------	-------------------------------------

*サービスについて御相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。

- 公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
豊橋市 長寿介護課	0532-51-2359
愛知国民健康保険団体連合会	052-971-4165

13. 事故発生時の対応

- 家族、主治医などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

14. 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医とも連携を基本としつつ、病状の急変などに備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携を整備しています。

事業所名	所在地・連絡先
芳賀クリニック	豊橋市西幸浜池 58-1 TEL : 0532-38-0808

15. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価はありません。

16. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者（管理者・鎌倉 恵子）

(2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。

(3) 成年後見制度の利用を支援します。

(4) 苦情解決体制を整備しています。

(5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

17. 身体拘束等の禁止

(1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

(3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。

(4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

18. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

19. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所ので了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

20. その他

- (1) サービス従事者に対する贈り物や飲食のもてなしは一切ご遠慮させていただきます。また、飲食のご持参や利用者同士の贈り物は一切ご遠慮下さい。
- (2) 施設ご利用の際ご持参いただくものは別途ご説明いたします。

21. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

[愛知県 | 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」](http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/)

検索

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>